　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 2020年10月26日

村岡嗣政山口県知事殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 上関原発を建てさせない祝島島民の会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　代表　清水 敏保

**一般海域占用許可に係る利害関係人についての公開質問状**

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、中国電力より申請されました一般海域占用許可に係る利害関係人につきまして、下記のとおり質問いたしますので、11月7日までにご回答くださるようよろしくお願いいたします。

敬 具

記

**Ⅰ.「漁業権は排他独占的権利」について**

　山口県は、漁業権は排他独占的権利、という見解を持たれています。

　なるほど、水産庁ホームページには、次のような記述があります。

　・漁業権は一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利であり、下記の種類があります。

　　(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/gyo_hou/>)

・漁業法では、漁業権は「一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営む権

利」とされています。

（https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken\_jouhou3.html）

しかし、これらの記述は誤解を招きかねない不正確な記述と思われます。

それは、共同漁業権の漁場区域内に定置漁業権や区画漁業権が存在し得ることだけからも明らかです。水産庁で「漁業法の神様」と呼ばれていた浜本幸生氏が平林・浜本著『水協法・漁業法の解説』に明記されているように、「漁業権は漁場の独占利用権でもなく、水面を支配し又は占用する権利でもない」のです。実際、共同漁業権の漁場区域においては、定置漁業権等が並存し得るのみならず、海水浴やサーフィンなどの自由使用も自由に行なえ、共同漁業権以外のあらゆる権利・利益が並存可能です。

ところで、少なくとも浜本幸生氏がご健在の頃(1999年まで)は、漁業権の定義に「排他的」という表現が使われたことはありません。「排他的」という表現の淵源は漁業法研究会『逐条解説　漁業法』（2005年11月発行）にあると思われます。

同書36頁には、次のように記されています。

(4)漁業権は漁業を排他的に営む権利である。

　漁業権は、漁業を排他的に営むことのできる権利であるので、漁場区域内において漁業

権に基づかず同種の漁業が営まれれば、当該漁業を排除することができる(法第23条第1

項参照)。

このように、「排他的」という表現が最初に使われた際には、排斥し得る対象は、「同種の漁業」しかも「漁業権に基づかずに営まれている同種の漁業」に限定されていたのです。ところが、その後、「排他的」の意味が次第に拡大解釈され、今では、水産庁によってさえ対象の限定なしに使われるに至ったと解釈するほかありません。

上掲引用文に記されている漁業法第23条第1項も、「漁業権は、物権とみな」すとの規定であり、漁業権が物権的権利であることの根拠にはなっても「排他的権利」であることの根拠にはなりません。

漁業権が排斥し得る権利・利益は、「同種の漁業」、より正確に言えば「面的かつ立体的に同一の水域において同一の魚種を対象とする漁業」に限られると思われます。

以上のことは、10月22日に、熊本一規明治学院大学名誉教授が水産庁の管理調整課等に連絡して確認されたことです。水産庁は、同教授の見解に同意され、内部的に検討すると回答されたそうです。

そこで、以下、質問します。

Q1．山口県は、漁業権が排斥し得る権利・利益を如何に考えておられるのか。

**Ⅱ．一般海域占用許可の利害関係人を「排他独占的権利」に限定することにつ**

**いて**

　山口県は、一般海域占用許可の利害関係人を「排他独占的権利」、具体的には、共同漁業権の権利に限定されています。

しかし、そのように限定できる法的根拠は全くないこと、条例にも全く規定がないことは、山口県自身、認められています。

ただ、その理由として「ボーリング調査が排他独占的に占用区域を使用するため、占用区域内の排他独占的権利（共同漁業権）とボーリング調査は相容れないから」と説明されています。

しかし、この説明は、共同漁業権が漁場区域を排他独占的に使用するとの上記誤解に基づくものであり、共同漁業権が共同漁業権以外のあらゆる権利・利益と並存可能である以上、理由としても成り立ちません。

もちろん、海面を使用する事業が海面に存する権利を侵害して損失が生じる場合には、損失補償を支払って権利者の同意を得ない限り、事業実施は違法に当たります。

共同漁業権も祝島漁民の持つ「慣習法上の公共用物使用権」も、海面を排他独占的に占用する権利ではありません。また、権利侵害に伴う損失補償が支払われなければボーリング調査が違法事業になる点も全く同じです。

したがって、利害関係人に共同漁業権者のみを含め、公共用物使用権の権利者を含めない根拠は全くありません。

そこで、以下、質問します。

Q２．行政行為には法的根拠が必ず必要と思われるが、山口県は、法的根拠がない

のに「運用してきたから」を理由として行政行為を行なっておられるのか。そうだとす

れば、本末転倒であるばかりか、違法行為にあたるのではないか。

Q３．利害関係人に共同漁業権者を含め、公共用物使用権の権利者を含めない根拠は何か。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上